

令和3年度 事業計画（要旨）

1. 英霊顕彰運動

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進

①国家の行為である戦争において、尊い一命を國に捧げ、日本の安寧と繁栄を願い散華された英霊に対し、我が國を代表する内閣総理大臣が靖国神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、國家存立の基本である。引き続き、総理、閣僚はもとより、国民の代表たる国会議員の靖国神社参拝が定着化するよう陳情運動を展開する。

②環境整備 ア. 世論喚起 今日の我が國の平和と繁栄は、祖国の安寧と家族の幸せを願い散華された数多の戦没者の尊い犠牲に上に成り立っていることを後世に広く伝えるため、戦争の悲惨さ、平和の尊さをまずは自身の子や孫、ひ孫等に語り継ぐことに努める。イ. 国会対策 総理、閣僚の靖国神社参拝をはじめ、先の大戦等を正しく認識し、その上で、本会の理念を理解し、活動に協力を得るよう遺族議員協議会、拡大一心会と連携し努める。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

(3) 知事の護国神社参拝運動の推進

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の醸成

(5) 市区町村における追悼式及び慰霊祭等の実施

(6) 靖国神社・護国神社との連携

(7) 靖国神社の問題について

(8) その他 6月23日は沖縄戦終結の日であり、「慰霊の日」である。本会と沖縄県遺族連合会が毎年共催している「平和祈願慰霊大行進」に本部、支部一体となって参加協力する。特に、青年部については、7つの柱の一つの事業であることから、戦没者の孫、ひ孫等の積極的な参加を促す。

2. 戦没者遺族の処遇改善運動

(1) 公務扶助料等の改善 高齢化著しい戦没者遺族にとって公務扶助料等は、生きて行くための重要な糧となっているのは周知の事実である。戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを、国会議員に対し機会を捉え広く知らしめる努力を引き続き行う。

(2) 特別弔慰金の支給要件の改善等 特別弔慰金の趣旨に「国は戦没者を忘れない」と謳っていることから、失権遺族が速やかに転給を受けられるよう努めるとともに、戦没者の孫、ひ孫等も支給対象となるよう、受給要件の緩和を本部、支部一体となって国に強く求める。

(3) 戦没者等の妻に対する特別給付金の継続・増額

(4) 全国戦没者追悼式への国費参列者の拡大及び、式典内容の改善等

3. 組織の拡充強化

(1) 組織の拡充強化

戦没者の遺児は、将来組織の中心的役割を担うことになる青年部を育成するために共に追悼式及び慰霊祭への参列、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動を行うとともに、これらの経験を通じて各地域のリーダーを育成し、指導者層を形成していく。青年部は7つの柱となる事業を基本に、自主性を持って積極的に取り組む。また、青年部独自の活動を立案し検討するために、研修会を開催する。

(2) 財源の確保

(3) 支部事務局の強化

(4) 実態調査の継続実施

(5) 啓蒙活動の実践

(6) 支部遺族会のあり方について検討

(7) 新型コロナウイルス感染防止対策に伴う会議等の実施

4. 遺児の慰霊友好親善事業及び慰霊事業等

(1) 遺児の慰霊友好親善事業 本会が、引き続き補助事業団体となるよう努める。また、本事業は実施から30年を迎えたため、本年は記録集の発刊やそれに伴う参加者による集い（会議）並びに、例年の日程では困難な洋上慰霊（船舶を1日借り上げる）または、機上遥拝の記念事業を企画実施する。

実施地域 広域地域15地域、延べ16回・792名（予定）

特定地域3地域・108名（予定）

(2) 戦没者等の遺留品の返還に伴う調査事業 各支部遺族会の協力を得て、遺留品の持ち主または、その遺族の所在調査を行い、遺留品の早期返還を図る。

(3) 海外民間建立慰霊碑移設等事業 ミャンマー、フィリピン、ソロモン諸島の3地域（予定）

(4) 国内民間建立慰霊碑移設等事業 今後は、管理者が高齢になり管理できない場合を考慮し、国や自治体が積極的に民間建立慰霊碑の維持管理に関与するよう要請する。

(5) 横太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業 「横太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。

5. 遺骨収集事業並びに戦跡慰霊巡拝

(1) 骨収集事業等 日本戦没者遺骨収集推進協会が政府より委託を受け実施する遺骨収集事業等については、積極的に参加協力する。遺骨収集実施地域16地域（予定） 政府主催・慰霊巡拝実施地域12地域（予定）

(2) 本会主催戦跡慰霊巡拝 青年部事業の一環としてフィリピン地域または鹿児島県知覧等を実施する。

6. 社会奉仕活動の推進

(1) 国内における社会奉仕活動

(2) 海外における社会奉仕活動 本会がミャンマー（旧ビルマ）において平成11年度から3年間で3校を建設贈呈した小学校への修繕費用の寄付金を引き続き募る。

7. 本会創立75周年記念事業の準備

令和4年で75周年を迎えるにあたり、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰いでの式典の開催をはじめ記念事業等を検討し、準備する。

8. 旧九段会館跡に建設される建物の利用について

9. 支部分担金の見直し

各支部の運営に負担となっている分担金の減額について、本部は検討をはじめることとする。

10. 昭和館運営事業の推進

(1) 広報活動等事業 ①広報活動 ②刊行物の発行

(2) 展示事業 ①常設展示 ②特別企画展、写真展 春期と夏期に特別企画展を開催する。③巡回特別企画展 兵庫県神戸市と島根県松江市で巡回特別企画展を開催する。

(3) 資料収集事業 ①実物資料 ②図書映像資料

(4) 関連情報提供事業 ①図書資料の閲覧提供 ②映像・音響資料の閲覧提供 ③戦中・戦後のニュース映画の上映 ④資料公開コーナーでの資料紹介 ⑤「昭和の日」関連イベント ⑥「戦没者を追悼し平和を祈念する日」関連イベント

(5) 戦中・戦後の労苦を伝える語り部育成・活動事業

(6) 関係施設等連携会議